

4 第5期介護保険料 段階別の保険料額

新段階	対象者	保険料率		第5期保険料 年額 (月額)	対前期 差額 率	前期保険料		
		国の標準	倉敷市			年額 (月額)	保険料率	段階
1	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 生活保護の受給者	基準額×0.5	基準額×0.5	32,580円 (2,715円)	4,380円 15.5%	28,200円 (2,350円)	基準額×0.5	1
2	本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.5	基準額×0.5	32,580円 (2,715円)	4,380円 15.5%	28,200円 (2,350円)	基準額×0.5	2
3	本人及び世帯全員が市町村民税非課税 本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	基準額×0.75	基準額×0.65	42,360円 (3,530円)	2,880円 7.3%	39,480円 (3,290円)	基準額×0.7	3
4	本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える	基準額	基準額×0.7	45,620円 (3,802円)	6,140円 15.5%			
5	本人が市町村民税非課税で世帯のだれかが課税 本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額	基準額×0.85	55,390円 (4,616円)	7,450円 15.5%	47,940円 (3,995円)	基準額×0.85	4
6	本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える	基準額	基準額	65,160円 (5,430円)	8,760円 15.5%	56,400円 (4,700円)	基準額	5
7	本人の前年中の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.25	基準額×1.15	74,940円 (6,245円)	10,080円 15.5%	64,860円 (5,405円)	基準額×1.15	6
8	本人の前年中の合計所得金額が125万円以上190万円未満	基準額×1.25	基準額×1.25	81,450円 (6,788円)	10,950円 15.5%	70,500円 (5,875円)	基準額×1.25	7
9	本人が市町村民税課税 本人の前年中の合計所得金額が190万円以上400万円未満	基準額×1.5	基準額×1.5	97,740円 (8,145円)	13,140円 15.5%	84,600円 (7,050円)	基準額×1.5	8
10	本人の前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.5	基準額×1.75	114,030円 (9,503円)	18,150円 18.9%	95,880円 (7,990円)	基準額×1.7	9
11	本人の前年中の合計所得金額が600万円以上	基準額×2.0	基準額×2.0	130,320円 (10,860円)	34,440円 35.9%			

5 介護給付適正化事業等について

1. 倉敷市の介護給付適正化事業（主要なもの）

(1) 要介護認定の適正化

① 認定調査状況チェック

変更・更新認定申請における保険者職員による認定調査を実施している。（遠隔地を除く）

② 認定審査会

国が作成した介護認定審査会平準化マニュアルの活用等を行っている。

(2) ケアプランチェック

① 要介護認定の更新申請時にケアプラン（居宅サービス計画）の提出を求め、職員（介護支援専門員）による内容確認及び照会・確認結果等に基づく助言指導により、適切なプランへの位置付け・適正なサービス利用の確保を図る。

② 給付実績等からサービス利用者を抽出してケアプラン（居宅サービス計画）の提出を求め、位置付け・計画内容と実際のサービス利用状況等を点検確認し、自立支援に向けての給付の適正化を図る。

*状況・・・1月あたり約370件のケアプランを確認

(3) 住宅改修・福祉用具に関する調査

① 住宅改修

事前申請時又は住宅改修完成時において、保険給付として適正な改修か、事前申請どおりの改修か、などの点について疑義がある場合に、現地確認を行う。

② 福祉用具

使用が想定される状態像であるか、保険給付として適正な貸与・販売であるか、などの点について疑義がある場合、利用者や事業者等に確認を行う。また、軽度者に対する対象外種目の貸与についても、必要な理由を書面やヒアリングにより確認する。

(4) 介護給付費通知

受給者ごとにサービス利用実績を定期的にお知らせし、サービス提供の有無、費用額、利用者負担額に間違いはないか等の確認を促し、疑義があるサービス実績等を保険者に申し出てもらうことにより、架空・過剰請求などの不正・不適正事例の発見の契機となり得るもの。

実施状況

平成14年度（平成15年3月から開始）

（ 継続実施中 ）

※23年度の状況等

平成23年度	発送	6月	9月	12月	3月	計
	件数	17,053	17,402	17,567	17,670	69,692
	利用月	1～3月利用分	4～6月利用分	7～9月利用分	10～12月利用分	(12ヵ月分)
	問い合わせ	7	10	8	11	36

(5) 国保連合会 介護給付適正化システムの活用

① 医療情報との突合

介護給付情報と医療情報の算定整合性の点検により、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りに関しては過誤調整を指導する。

ex.) 医療入院中の者で居宅介護サービス受給

医科/在宅時医学総合管理料算定で、介護/(介護予防)居宅療養管理指導費(I)算定者

② 縦覧点検

複数月の介護報酬請求明細書における算定回数の限度確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を点検し、事業所に対して疑義確認を行い、算定誤りについては過誤調整を指導する。

○ 算定回数回数制限縦覧チェック…複数月の明細書による算定回数の確認

・算定期間回数制限縦覧チェック-----ex.) 初期加算

・最大連続入所日数縦覧チェック-----ex.) 短期入所の連続入所日数

・算定時期縦覧チェック-----ex.) 短期集中リハビリテーション実施加算

○ 重複請求縦覧チェック…サービス間・事業所間の整合性の確認

ex.) 複数事業所からの居宅療養管理指導、緊急時訪問看護加算等の請求

6 実地指導の状況等について

単位:件

	実地指導件数		指摘件数	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
介護老人保健施設	13	10	16	13
認知症対応型グループホーム	44	47	90	58
認知症対応型デイサービス	16	13	10	7
小規模多機能型居宅介護	14	10	25	20
介護予防支援事業所	13	12	1	4
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	-	4	-
計	101	92	146	102

実地指導とは別に、平成24年3月21日に既存の地域密着型サービス事業者をはじめ開設予定事業者等を集めて集団指導を実施

地域密着型サービス事業者向け集団
指導参加状況

案内数	参加数	参加率
113	101	89.38%

*参加率は多少低いですが、複数の事業所を持っている法人はいずれかの事業所が参加している
ので既存事業所はほぼ100%の参加率。集団指導時に開設していない事業所の不参加が少し
ある。